

銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の一部を改正する政令案要綱

一 銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部改正

(一) クロスボウの所持が許可される試験又は研究について、他の製造に係るクロスボウを使用して行うクロスボウの性能の試験又は他の製造に係るクロスボウの複写等による研究で、生産の合理化等に資するものである旨の国の関係行政機関等の証明を受けたものとする。(第二条関係)

(二) 所持許可に係るクロスボウの構造又は機能の基準について、引いた弦を固定し、これを解放することによって矢を発射する機構又は発射する矢の方向を安定させる機構に危害を発生するおそれのある著しい欠陥がないこととする。(第九条関係)

(三) クロスボウ講習会の講習課程修了者と同等以上の知識を有する者について、クロスボウ射撃指導員として指定されている者とする。(第十六条の二関係)

(四) その他所要の規定を整備する。

二 地方公共団体の手数料の標準に関する政令等の一部改正

都道府県において徴収するクロスボウの許可事務等に係る手数料の標準額について定める（地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）の一部改正）など、所要の規定の整備を行う。

三 施行期日

この政令は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十九号）の施行の日（令和四年三月十五日）から施行することとする。（附則関係）